

# 特定非営利活動法人 Precious One Project

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Precious One Project という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府高槻市南平台5丁目38番8号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、児童養護施設で暮らす子ども達に対して、子どもの健全育成を図る活動及び職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動を行い、子どもに生きる力を与え、広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 児童養護施設の活動に参加する事業
  - ② 児童養護施設の子供たちへの就職支援事業
  - ③ クリスマス会等のイベントの開催
  - ④ 里親希望者とそれを受け入れる児童養護施設を繋ぐ事業
  - ⑤ 卒業生への生活用品の贈答

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以下
  - (2) 監事 1名以上2名以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人

をを超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び活動決算
  - (6) 役員の解任、職務及び報酬
  - (7) 入会金及び会費の額
  - (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (9) 事務局の組織及び運営
  - (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
    - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 役員を選任、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場、官報に掲示して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、電子公告（内閣府NPO法人ポータルサイト）に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	有賀 献児
理 事	石原 靖大
同	日仙 クリスチャン
同	絹田 至
監 事	小野 聖一
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年5月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 個人正会員年会費 3000円
  - (2) 団体正会員年会費 1万円

当法人の定款に相違ありません。

令和8年2月28日

特定非営利活動法人 Precious One Project

理事長 有賀 献児

# 役員名簿

特定非営利活動法人 Precious One Project

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	有賀 献児		無
理事	石原 靖大		無
理事	日仙 クリスチャン		無
理事	絹田 至		無
理事			
監事	小野 聖一		無

# 設立趣旨書

特定非営利活動法人 Precious One Project  
設立代表者 有賀 献児

## 1 趣旨

日本には600以上の養護施設があり、約2万3000人の子どもたちが生活し、学ぶ機会や社会的弱者となってしまう傾向があります。

私たちは、「隣人愛」の精神に基づき、児童養護施設に暮らす子どもたちを、彼らに尊厳と命を尊重し、成長を促すことを目指します。現代社会にいて、児童養護施設で暮らす子どもたちは、虐待や貧困、家庭の崩壊といった困難な状況を背景に抱え、望みを失い、心身のケア、希望を見出すための支援が必要とされています。私たちは、私たちが、こころを痛め、キリスト教の教えに基づく隣人愛をもつて寄り添うことを志し、本法人の設立を決意しました。養護施設および退所者に対して、学習・生活・就労・心のケア希望者との福祉機関が協力し合うネットワークを構築します。安んずることを知り、安心して未来へ歩めるようにサポートしてまいります。

## 2. 活動の内容

- ① 学習・生活支援活動  
児童養護施設の子どもたちに対し、ボランティアによる学習支援、生活相談、進路指導を行う。
- ② クリスマス会等のイベントの開催  
子どもたちとの交流のためクリスマス会等のイベントを開催する。
- ③ 退所者支援（アフターケア）  
住居・就労・メンタル面での継続的支援を行い、自立をサポートする。
- ④ 地域との連携活動  
企業、行政、学生ボランティアとの協働を通じ、支

援の輪を広げる。

⑤ 里親制度や養子縁組の支援

子どもたちが家庭の温かい愛情の中で育つことができるよう支援する。

3. 期待される効果

本法人の活動を通して、子どもたちが「自分は愛され、受け入れられている」との確信を持ち、自分の人生に希望を見出せるようになりまします。また、教会や地域社会が共に取り組む手を取り合うことにより、より包摂的で温かい社会づくりが促進されます。

4. 設立の経過

私たちは、大阪府三島郡島本町にある児童養護施設遥学園において、ボランティアのイベントの開催、放課後に子どもたちと一緒に過ごす機会を、また卒業生への支援の必要性を強く感じ、その中で、支援の継続性とネットワークの必要性を強く感じ、より安定した形で活動を行うため、NPO法人としての設立を決意いたしました。

5. 結び

私たちは、ひとりでも多くの子どもたちが愛と希望の内  
に歩めるようになり、その達成に向け、誠心誠意、活動に取り組んでまいります。  
何卒、本趣旨にご賛同くださり、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 初年度事業計画書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人Precious One Project

## I 事業の実施方針

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) 児童養護施設でのボランティア事業

【内 容】 イベントの開催、クリスマスプレゼント、卒業生への生活用品贈答

【実施場所】 大阪府三島郡島本町山崎5丁目3-18

【実施日時】 12月第一日曜日、随時

【事業の対象者】 乳幼児から高校生

【収 益】 30万円 (会費及び寄付)

【費 用】 28万円

(内訳)

イベント費 (クリスマス会でのプレゼント等) 20万円

卒業生への贈答品 5万円

イベント等でのおやつ代 3万円

# 翌年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 Precious One Project

## I 事業の実施方針

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) 児童養護施設でのボランティア事業

【内 容】 イベントの開催、クリスマスプレゼント、卒業生への生活用品贈答

【実施場所】 大阪府三島郡島本町山崎5丁目3-18

【実施日時】 毎月第一日曜日、随時

【事業の対象者】 乳幼児から高校生

【収 益】 30万円（会費及び寄付）

【費 用】 28万円

（内訳）

クリスマス会でのプレゼント 20万円

卒業生への贈答品 5万円

イベント等でのおやつ等 3万円

# 初年度活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人Precious One Project

(単位：円)

科目	金額		
<b>I 経常収益</b>			
1 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		
施設等受入評価益	×××		
.....	×××	×××	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4 事業収益			
〇〇事業収益	×××		
△△事業収益	×××	×××	
5 その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			300,000
<b>II 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
イベント費(プレゼント)	200,000		
おやつ代等	30,000		
卒業生への贈答品	50,000		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		280,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			280,000
当期経常増減額			20,000
<b>III 経常外収益</b>			
1 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××
<b>IV 経常外費用</b>			
1 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			20,000
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			20,000

# 令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人Preciou One Project

(単位：円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	200,000	
賛助会員受取会費	×××	
.....	×××	×××
2. 受取寄附金		
受取寄附金	100,000	
施設等受入評価益	×××	×××
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	×××	×××
.....	×××	×××
4. 事業収益		
〇〇事業収益	×××	
△△事業収益	×××	×××
5. その他収益		
受取利息	×××	
雑収益	×××	
.....	×××	×××
経常収益計		300,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	×××	
イベント費(プレゼント等)	200,000	
おやつ代等	30,000	
卒業生への贈答品	50,000	
.....	×××	
人件費計	×××	
(2) その他経費		
会議費	×××	
旅費交通費	×××	
施設等評価費用	×××	
減価償却費	×××	
支払利息	×××	
.....	×××	
その他経費計	×××	
事業費計		280,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	×××	
給料手当	×××	
法定福利費	×××	
退職給付費用	×××	
福利厚生費	×××	
.....	×××	
人件費計	×××	
(2) その他経費		
会議費	×××	
旅費交通費	×××	
減価償却費	×××	
支払利息	×××	
.....	×××	
その他経費計	×××	
管理費計		×××
経常費用計		280,000
当期経常増減額		20,000
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益		×××
.....		×××
経常外収益計		×××
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		×××
.....		×××
経常外費用計		×××
当期正味財産増減額		20,000
前期繰越正味財産額		20,000
次期繰越正味財産額		40,000